

第 6 回

(令和 7 年 6 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和7年6月10日（火）午前9時30分から午前9時45分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第24号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第25号案 農用地利用集積等促進計画について
議第26号案 非農地証明願いに対する認定について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、7番・8番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。（会長全国大会の報告）
- 議 長 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について私から調査報告をお願いします。
- （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積11aは水稻を作っておられます。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：1.6kmです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）はいとこ同土ということで、0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：冬野菜を作られるとの事です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 次に調査番号2番と3番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。10年前から管理をされていたそうです。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力1人)です。経営面積は0です。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):家の前であり10mです。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格)はいとこ同士ということで、0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):カブトムシの幼虫管理をされており、トラクター他を所有されています。8番(取得農地の利用計画):栗園です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、農業者年金に伴う貸し借りの再設定です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積は156aで、うち田が122aあり、水稻を70a、転作が52aです。畑が34aあり、野菜と自己保全管理となっています。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):一番遠いところで400m、3分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(貸借価格)は夫婦間であり0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他を所有されています。8番(取得農地の利用計画):水田はイタリアン作付けで、畑は野菜です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手)全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手)全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手)全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議第25号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第25号案農用地利用集積等促進計画について(朗読)

所有権移転3件利用権設定が7件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1~7番適格の報告あり)

- 議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。
- 議第 23 号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第 26 号案 非農地証明願いに対する認定について (朗読)
- 議 長 調査番号 1 番について、西地区から調査報告をお願いします。
- 1 番 (調査番号 1) 6 月 7 日に西地区の委員で調査しました。申請人申請物件いずれも記載のとおりです。写真をご覧ください。調査番号 1 番は、かみきり屋西側になり、数十年前から通路として使われているものであり、今後、農地に戻ることは無いと思われるため非農地と判断いたしました。
- 議 長 調査番号 2 番について、一武地区から調査報告をお願いします。
- 6 番 (調査番号 2) 6 月 4 日に一武地区の委員で調査しました。現地は南部農免道路北側に位置していますが、写真のように山林化していました。このようなことから、将来に残すべき農地ではないということから非農地と判断いたしました。
- 議 長 調査報告が終わりましたので、質疑のある方はいらっしゃいませんか。無いようですので、調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
- 議 長 これをもちまして 6 月総会を閉会いたします。
- 終了後、ふるさと祭りへの出店・農地パトロール・さなぼり・研修旅行・新任委員研修・農業新聞について協議

左会議の顚末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

農業委員会会長

7 番 農 業 委 員

8 番 農 業 委 員
